【注記事項】

1　重要な会計方針

⑴　有形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの････････････再調達原価

イ　昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵　有形固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　　 6年～50年

工作物　　10年～17年

物品　　　 4年～17年

⑶　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑷　リース取引の処理方法

①　オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑸　資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑹　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2　追加情報

⑴　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

②　地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられているため、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③　百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑵　純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

⑶　資金収支計算書に係る事項

①　既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 178 百万円 | 173 百万円 |
| 繰越金に伴う差額 | △ 4 百万円 | － |
| 資金収支計算書 | 174 百万円 | 173 百万円 |

地方自治法第233条第１項に基づく歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

②　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支　　　　　　　　　20 百万円

未収債権（増減額）　　　　　　　　　　　　△ 5 百万円

減価償却費　　　　　　　　　　　　　 　　△ 32 百万円

退職手当引当金（繰入額）　　　　　　 　　 △ 7 百万円

純資産変動計算書の本年度差額　　　　　　　 △ 24 百万円